

## インターネット接続サービス契約 「他社乗換キャッシュバック特典」適用に関する規約

### 【他社乗換キャッシュバック特典適用条件】

他社乗換キャッシュバック特典は、ご契約者様が他社インターネットサービス（以下「他社サービス」といいます。）を解約し、当社CTY光インターネットサービス（以下「当社サービス」といいます。）を契約する際に、他社サービス解約違約金が発生する場合で、且つ、当社サービスの2年間継続利用をお約束いただいた場合にのみ適用されます。

なお、他社乗換キャッシュバック特典は、利用料の初回引落しを確認でき、且つ、当社サービスの工事日より6ヶ月以内に、他社サービスの解約違約金証明書（Airターミナル割賦金残額のキャッシュバック特典の場合は、Airターミナル割賦金残額の証明書）を当社へご提出いただいた場合に、翌月下旬にご登録口座へお振込みいたします。

### 【他社乗換キャッシュバック特典】

キャッシュバックは「違約金」「撤去費」に限定し、端末などの違約金、その他の経費は対象外となります。※Airターミナル割賦金残額は、キャッシュバックの対象とします。

### 【長期継続利用期間】（2年間）

キャッシュバック特典の適用に必要な継続利用期間は、起算日から2年間（730日間）とします。なお、キャッシュバック特典の起算日は、当社サービスの提供を開始した日の属する月の翌月1日とします。

### 【長期継続利用期間の満了前の解除及び違約金について】

長期継続利用期間の満了前に、当社サービスの解約または休止があった場合、キャッシュバック特典は適用されず、次表に規定する額の違約金を、CTYが別途定める期日までに、CTYが指定する方法により、一括してお支払い頂きます。

解除等があった日	支払いを要する金額（違約金）
1～365日目までの日	解除等があった日から365日目までの残余期間に対応する利用料に相当する額+当社がキャッシュバックさせていただいた金額（税込）
366日目～730日目までの日	当社がキャッシュバックさせていただいた金額（税込）

### ※注意事項

- ・口座引落利用者は、登録口座へキャッシュバックいたします。
- ・クレジット利用者は、当社インターネット開通後6ヶ月以内にお振込み口座を当社へご提出いただいた場合にキャッシュバックいたします。

（改定日）

令和4年7月1日改定

本規約は、令和4年6月30日以前の契約に適用されます。

令和4年7月1日以降の契約には適用されません。